

平成 2 6 年

第 9 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成26年第9回定例教育委員会日程

日 時 平成26年9月30日（火） 午後2時00分から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名  
豊島 秀範

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について (学校教育課)

議案第2号 我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について (学校教育課)

議案第3号 我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について (指導課)

議案第4号 我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について (指導課)

議案第5号 我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について (指導課)

議案第6号 我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について (文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

日程第4 委員長の選挙について

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正 する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 8
議案第 3 号	我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する 告示の制定について	・ ・ ・ ・ 10
議案第 4 号	我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 12
議案第 5 号	我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 14
議案第 6 号	我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会 委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 16

議案第 1 号

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

就学援助費の支給実態に合わせた条文整理を行うとともに、社会情勢の変化に柔軟な対応が可能となるよう改正するため、提案するものです。

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示

我孫子市就学援助要綱（平成23年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
(就学援助の費目等)				(就学援助の費目等)				
第3条 就学援助の費目 <b>及び</b> 当該費目ごとの対象者は、別表第2のとおりとする。				第3条 就学援助の費目 <b>並びに</b> 当該費目ごとの対象者 <b>及び支給額</b> は、別表第2のとおりとする。				
<b>2 前項の費目ごとの就学援助の支給額は、毎年度教育長が定める。</b>								
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）				
号	就学援助費目	支給対象者		号	就学援助費目	支給対象者		支給額
		要保護・準要保護の別	児童・生徒の学年			要保護・準要保護の別	児童・生徒の学年	
1	新入学児童・生徒学用品	準要保護	小学1年 中学1年	1	新入学児童・生徒学用品	準要保護	小学1年 中学1年	毎年度国が定める基準額
2	学用品	準要保護	全学年	2	学用品	準要保護	全学年	毎年度国が定める基準額
3	通学用品	準要保護	小学2～6年	3	通学用品	準要保護	小学2～6年	毎年度国が定める基準額

			中学 2～ 3年
4	修学旅行費	要保護及び 準要保護	小学 6年 中学 3年
5	校外活動費	準要保護	全学年
6	校外活動費(宿泊を伴うもの)	準要保護	小学 5年 中学 2年
7	給食費	準要保護	全学年
8	児童・生徒会費	<u>要保護</u> 及び 準要保護	全学年
9	P T A 会費	<u>要保護</u> 及び 準要保護	全学年

			中学 2～ 3年	
4	修学旅行費	要保護及び 準要保護	小学 6年 中学 3年	<b>実費の範囲内の額</b>
5	校外活動費	準要保護	全学年	<b>毎年度国が定める基準額を上限とする額</b>
6	校外活動費(宿泊を伴うもの)	準要保護	小学 5年 中学 2年	<b>毎年度国が定める基準額を上限とする額</b>
7	給食費	準要保護	全学年	<b>実費</b>
8	児童・生徒会費	準要保護	全学年	<b>毎年度国が定める基準額を上限とする額</b>
9	P T A 会費	準要保護	全学年	<b>毎年度国が定める基準額を上限とする額</b>

		護	
10	クラブ 費	要保 護及 び準 要保 護	小学 4～ 6年 中学 全学 年
11	医療費 (学校 保健安 全法施 行令(昭 和33年 政令第 174号) 第8条 に規定 する疾 病に限 る。)	準要 保護	全学 年

				る額
10	クラブ 費	準要 保護	小学 4～ 6年 中学 全学 年	毎年度国 が定める 基準額を 上限とす る額
11	医療費 (学校 保健安 全法施 行令(昭 和33年 政令第 174号) 第8条 に規定 する疾 病に限 る。)	準要 保護	全学 年	その疾病 の治療の ための医 療に要す る費用の 額(保険 診療の場 合は、そ の実費に 相当する 額)

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市就学援助要綱の規定は、平成26年度分の予算に係る就学援助から適用する。

別表第 2 (第 3 条関係)

号	就学援助費目	支給対象者		支給額
		要保護・準 要保護の別	児童・生徒の 学年	
1	新入学児童・生徒 学用品	準要保護	小学 1 年 中学 1 年	毎年度国が定める基準額
2	学用品	準要保護	全学年	毎年度国が定める基準額
3	通学用品	準要保護	全学年	毎年度国が定める基準額
4	修学旅行費	要保護及び 準要保護	小学 6 年 中学 3 年	実費の範囲内の額
5	校外活動費	準要保護	全学年	毎年度国が定める基準額 を上限とする額
6	校外活動費(宿泊 を伴うもの)	準要保護	小学 5 年 中学 2 年	毎年度国が定める基準額 を上限とする額
7	給食費	準要保護	全学年	実費
8	児童・生徒会費	準要保護	全学年	毎年度国が定める基準額 を上限とする額
9	P T A 会費	準要保護	全学年	毎年度国が定める基準額 を上限とする額
10	クラブ費	準要保護	小学 4 ～ 6 年 中学全学年	毎年度国が定める基準額 を上限とする額
11	医療費(学校保健 安全法施行令(昭 和 33 年政令第 174 号)第 8 条に 規定する疾病に 限る。)	準要保護	全学年	その疾病の治療のための 医療に要する費用の額 (保険診療の場合は、そ の実費に相当する額)

## 就学援助についてのお知らせ

平成26年4月1日

保護者各位

我孫子市教育委員会

我孫子市では、我孫子市立の小中学校に在学する児童生徒のご家庭で、経済的理由により給食費など就学に必要な経費の支払いにお困りの保護者の方に、費用の一部を援助しています。《就学援助費制度》

### ◎ 援助の対象となる方

1. 生活保護を受けている世帯（小学校6年生及び中学校3年生に対して修学旅行費のみ援助）。
2. 市県民税が非課税の方（居住財産譲渡損失による非課税は除く）。
3. 市県民税の減免を受けている方。
4. 個人事業税の減免を受けている方。
5. 固定資産税の減免を受けている方。
6. 国民健康保険税の減免を受けている方。
7. 国民年金掛け金の減免を受けている方。
8. 児童扶養手当の支給を受けている方（児童手当ではありません）。
9. その他、経済的事情等により援助が必要と認められる方。

《認定基準の参考例》 ※平成26年度の持家の場合の基準です。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
前年又は前々年の世帯	約230万円	約290万円	約350万円	約410万円	約455万円
全員の総収入金額					

- ・ 基準額は**生活保護基準**を基に算出しており、世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無によって異なります。また、国の政策により生活保護基準の改定が行われた場合、就学援助費認定基準額の見直しをする場合があります。

### ◎ 申請方法 【学校へ入学してからの手続きとなります。】

- ・ 就学援助を希望される保護者の方は、就学援助受給申請書(新学期に配布)を学校に提出してください。
  - ・ 1つの学校で1枚の申請提出ですので、小学校と中学校のお子さんがあるなど、通学している学校が異なる場合は、それぞれの学校へ提出が必要になります。
- なお、申請理由によって添付が必要な書類があります。審査のために必要な書類があるときは、改めてお願いすることがあります。

#### ※ 受給申請書に添付が必要な場合

- ・ 申請年の1月1日現在、我孫子市に住民票がなかった方は、前住所地より課税・非課税証明書を取りよせてください（前年及び前々年の証明書）。給与所得の源泉徴収票でも良い。
- ・ 児童扶養手当受給されている方は、証書のコピーを必ず添付してください。

**※ 就学援助申請は、毎年申請となりますので忘れず申請をしてください。尚、年度当初の提出期限は、毎年4月20日までに各学校へ提出してください。その後は、随時受付しております。**

◎ 援助援助費の内容		※追加申請の場合は、認定月からの月割支給となります。					
		小 学 校		中 学 校		備 考	
学用品費		11,420	円	22,320	円	全学年に支給	
通学用品費		2,230	円	2,230	円	1年生以外対象	
宿泊を要しない校外活動		2,500	円	2,500	円	左記の金額以内で実費	
宿泊を伴う校外活動		15,000	円	37,000	円	左記の金額以内で実費	
新入学用品費（4月認定者のみ）		20,470	円	23,550	円	新1年生のみに支給	
修学旅行費		22,000	円	63,000	円	左記の金額以内で実費	
		※6年生のみ対象		※3年生のみ対象			
給食費		実 費		実 費		小学校 1ヶ月4,300円	
						中学校 1ヶ月5,200円	
児童・生徒会費		1,000	円	1,000	円	左記の金額以内で実費	
PTA会費		3,000	円	3,000	円	左記の金額以内で実費	
クラブ費（部活動費）		3,000	円	6,000	円	左記の金額以内で実費	
		※4・5・6年生のみ対象		※全学年対象			
医療費	平成26年度から、認定後の医療費につきましては、我孫子市子ども医療費の助成に関する規則に基づき「子ども医療費助成受給券」にて医療機関での治療となります。ただし、課税対象世帯1回200円の費用負担した方は、回数分の領収書（原本）を学校を通して、学校教育課へ提出すること。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記援助費の支給について、各学期末ごと学校へ支給したのち保護者指定口座へ振り込みとなりますので、ご注意ください。[支払予定月 7月・12月・3月]</li> <li>上記医療費について、援助費申請が認定されたのち、学校から治療指示があり、医療機関で治療する場合は、「我孫子市子ども医療費助成受給券（必ず保険証も持参すること）」にて受診していただきます。その際、市民税課税対象世帯については、1回200円自己負担が発生します、治療終了後にその領収書（原本）を回数分だけ学校を通して学校教育課担当までご提出してください。かかった自己負担分を後日指定口座へお支払いいたします。</li> <li>受診時に受給券を忘れて各種健康保険で通常受診で治療した場合は、一部負担金をお支払いいただき、後日償還払い申請を子ども支援課へ提出して下さい。</li> <li>家庭の事情により、我孫子市に住民票登録がされていない世帯につきましては、これまでどおり医療券にて医療機関での受診となりますので、認定後医療券発行の申請を学校へ申し出てください。</li> <li>その他、日本スポーツ振興センター災害共済の掛金が免除されます。ただし、4月20日まで申請された場合に限りです。</li> </ul>							
◎ 問い合わせ先							
我孫子市教育委員会							
学校教育課 学務担当 電話 04-7185-1268（直通）							

## 議案第 2 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定  
について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示を次のよ  
うに制定する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

千葉県最低賃金の改定に伴い、安全管理員の時間給を改正するため、提案す  
るものです。

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（平成元年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表第1（第11条関係） （1）臨時職員賃金	別表第1（第11条関係） （1）臨時職員賃金																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th> <th style="text-align: center;">時間給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>安全管理員</td> <td style="text-align: center;"><b>800円</b></td> </tr> <tr> <td>測定作業員の項から 学芸員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職種	時間給	事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略	安全管理員	<b>800円</b>	測定作業員の項から 学芸員の項まで 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th> <th style="text-align: center;">時間給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>安全管理員</td> <td style="text-align: center;"><b>780円</b></td> </tr> <tr> <td>測定作業員の項から 学芸員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職種	時間給	事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略	安全管理員	<b>780円</b>	測定作業員の項から 学芸員の項まで 略	略
職種	時間給																
事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略																
安全管理員	<b>800円</b>																
測定作業員の項から 学芸員の項まで 略	略																
職種	時間給																
事務補佐員の項から 教育相談員の項まで 略	略																
安全管理員	<b>780円</b>																
測定作業員の項から 学芸員の項まで 略	略																
（2）の表 略	（2）の表 略																

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 議案第 3 号

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

小中一貫教育を推進する体制の整備に伴い、小中一貫教育推進委員の区分を変更するため、提案するものです。

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱（平成25年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><b><u>(5) 我孫子市小中学校教頭会に属する者</u></b></p> <p><b><u>(6)</u></b> 略</p> <p><b><u>(7)</u></b> 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><b><u>(5)</u></b> 略</p> <p><b><u>(6)</u></b> 略</p> <p><b><u>(7) 指導課長</u></b></p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 4 号

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員を次のように委嘱する。

平成 26 年 9 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員の任期満了に伴い、我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱第 3 条に基づき、我孫子市小中一貫教育推進委員会委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市小中一貫教育推進委員会委員候補者

委 嘱 期 間 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

委 嘱 年 月 日 平成26年10月1日

委 嘱 人 数 10人

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (学識経験者)	内海崎 貴子	川村学園女子大学教授	再任
2		伴 火穂	我孫子東高校教諭	再任
3	第2号 委員 (市内幼稚園・保育園の 関係者)	深山 君江	湖北保育園主任	再任
4	第3号 委員 (市内小中学校の 保護者)	鈴木 烈	布佐中学校 PTA 会長	新任
5		鈴木 文彦	我孫子第一小学校 PTA 会長	新任
6	第4号 委員 (我孫子市小中学校 校長会に属する者)	石井 美文	布佐中学校校長	新任
7		太田 悟	我孫子第一小学校校長	新任
8	第5号 委員 (我孫子市小中学校 教頭会に属する者)	鴨下 隆	新木小学校教頭	新任
9	第6号 委員 (我孫子市小中学校 教務主任会に属する者)	斉藤 貴彦	湖北中学校教務主任	新任
10	第7号 委員 (子ども支援課に 属する職員)	長谷川 敬一	子ども支援課長	新任

議案第 5 号

我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会委員を次のように委嘱する。

平成 26 年 9 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、我孫子市教育支援委員会条例第 3 条に基づき、我孫子市教育支援委員会委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市教育支援委員会委員候補者

委 嘱 期 間 平成26年10月1日から平成28年9月30日まで

委 嘱 年 月 日 平成26年10月1日

委 嘱 人 数 14人

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	中川 宗一	中川小児科医院	再任
2		大串 博章	大串小児科医院	再任
3		鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	再任
4	第2号 委員 (小, 中学校長代表)	直井 淳	我孫子第四小学校長	再任
5		石井 美文	布佐中学校長	再任
6	第3号 委員 (保健主事代表)	三門 光子	並木小学校教諭	再任
7	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	赤坂 美和	湖北台西小学校教諭	再任
8		荒井 眞由美	並木小学校教諭	再任
9	第5号 委員 (児童相談所職員)	森山 直人	柏児童相談所長	再任
10	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	佐野 明彦	我孫子特別支援学校長	再任
11		藤原 美恵子	松戸特別支援学校教諭	再任
12	第7号 委員 (福祉関係職員)	廣瀬 徳明	こども発達センター所長	再任
13	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	丸 智彦	学校教育課長	再任
14		野口 恵一	教育研究所長	再任

## 議案第 6 号

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱について

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 26 年 9 月 30 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員の任期満了に伴い、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会要綱第 3 条及び 4 条の規定に基づき委嘱するため、提案するものです。

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員候補者

委嘱期間 平成26年10月3日から平成29年10月2日

委嘱年月日 平成26年10月3日

委嘱人数 6人

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (施設利用を代表する者)	中谷 益子	ソフトテニス連盟	再任
2		鴨木 真澄	バドミントン連盟	新任
3	第2号 委員 (学識経験者)	小林 敬和	中央学院大学教授	再任
4		藤原 昌樹	川村学園女子大学教授	再任
5	第3号 委員 (市職員)	増田 建男	生涯学習部次長	再任
6		西沢 隆治	文化・スポーツ課長	再任